

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－1	助成事業		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	＜難易度：高＞活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
〈評価指標〉								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	
助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率	第 4 期中期目標期間中に 90%以上	第 3 期中期目標期間実績：最高値 86.2%	81.1% ※(87.7%)	79.3% ※(87.3%)	78.8% ※(96.7%)	80.0% ※(96.3%)		決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価	（10 点満点中）平均 7.5 点以上	第 3 期中期目標期間実績：平均 6.7 点	7.8 点	7.8 点	7.9 点	7.8 点		経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
〈関連した指標〉								経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 88.0%	96.2%	97.0%	96.2%	96.4%		行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
人材育成と定着を図る助成件数の割合	－	複数年計画の新規採択案件の 16.8%	23.3%	19.0%	22.2%	20.5%		従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	
交付決定処理期間	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 26.8 日	27 日	25 日	25 日	25 日							
支払処理期間	－	第 3 期中期目標期間実績：平均	24.8 日	26.0 日	23.6 日	22.8 日							

			25.3 日											
--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※()の数値は、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動に係る継続率を算出。

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和４年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（１）助成事業 ＜評価指標＞ (A)助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90％以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなかった高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の２年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。	（１）助成事業 (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に 90％以上(前中期目標期間実績：最高値 86.2%) となることを目指し、以下の取組を行う。	（１）助成事業 (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であると認識に立ち、助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に 90％以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）となることを目指す。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。	＜主な定量的指標＞ 助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90％以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）	＜主要な業務実績＞ (A)助成による支援を行った活動の継続性の確保	＜評定と根拠＞ 評定： A 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえて組織強化支援の充実等に取り組んだことで、厳しい状況下でありながら令和２年度に助成終了した団体における、終了後１年以上経過した実質的な活動継続率は 96.3％と高い活動継続率を確保し、また令和３年度に最終年度を迎えた助成団体の活動の事後評価は 7.8 点（目標値 7.5 点）を獲得した。さらに、電子化を推進し、申請者の負担軽減、事務の効率化に取り組み、業務の DX 推進の基盤を構築した。 以上のことから自己評定を A とした。 根拠の詳細は以下のとおり。 ○助成終了後の実質的な活動継続率：高い継続率を確保 助成活動終了後１年以上経過した時点での活動継続率の目標は、第４期目標期間中に達成すべきチャレンジな目標値（90％）で直ちに達成が困難であるが、助成期間中及び助成終了後において新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出され、助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曾有の厳しい状況下であったにもかかわらず、新型コロナウ	評定 A ＜評定に至った理由＞ ・助成終了後１年以上経過した時点での活動継続率については、チャレンジングな目標として 90％と難易度が高く設定されているが、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響を及ぼす状況下において、感染拡大前と同水準の活動継続率 80.0％を達成し、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活動できていない団体を除くなどした実質的な活動継続率は 96.3％と非常に高い継続率を確保した。 ・令和３年度に助成活動期間を終了した案件を対象とした事後評価では、10 点満点換算で 7.8 点と目標を上回る評価が得られた。 ・助成金申請等の電子化を推進し、申請者の負担軽減及び事務の効率化に取り組まれた。 ・中間コンサルテーションでの評価委員の直接指導や担当者モニタリング等の活動支援を実施したことにより、助成先団体の活動が着実に進められた。 ・以上のことから、新型コロナウイルス感染症の拡大が助成先団体の活動に影響を与える中、積極的な寄り添い型支援を推進し、活動継続率について新型コロナウイルス感染症拡大時においても感染拡大前と同水準を確保するとともに、活動に対する評価について目標を上回る高い水準を確保していることを総合的に勘案して「A」評定とした。	

					イルス感染拡大以前と同水準を維持し、持続的に形を変えて活動を継続している実質的な活動継続率においては高い活動継続率を確保した。令和元年度より実施している団体への支援の強化が着実に成果に繋がり、第４期中期計画中に活動継続率のチャレンジングな目標を達成するための着実な成果を出すことができた。 ○事後評価：目標を上回る評価を獲得 令和元年度より、助成団体への支援を強化するため、中間コンサルテーションや毎年度活動終了時の助言、指導を充実させるなどの取組を推進している。 中間コンサルテーションにおいてはオンラインの利点を活用して評価専門委員等が助成団体の代表者だけでなく、活動現場の従事者にも直接助言・指導を行うとともに、活動計画に確実に反映する振り返りシートの作成や毎年度終了時に基金担当者が活動状況をモニタリングし、今後の課題やそれに対する対応等を整理する「担当者モニタリング」など助成団体の活動支援を強化してきた。 これらの取組が着実に成果に繋がり、３年間の活動期間のうち２年間で新型コロナウイルス感染症の拡大による移動の自粛など活動の制限が大きかった状況下において目標を上回る評価を得た。 ○効果的な助成の実施、事務の効率化と利便性の向上 2023 年度助成金要望の実施にあたっては、要望の少ない地域の実態把握や各地域ニーズを踏まえて説明会において交流会を開催するなど	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き NGO・NPO の組織基盤強化、活動の継続や発展に資する取組を推進するとともに、カーボンニュートラルをはじめとする政策課題や社会情勢の変化に応じて重点化した助成についても検討し、効果的な助成を実施すること。また、助成金申請業務等の電子化を引き続き推進し、申請者の負担軽減及び事務の効率化を図ること。 <その他事項> 特になし。
--	--	--	--	--	---	--

					NPO の掘り起こしや活性化を図り効果的に助成した。また「地球環境基金助成金申請システム」によるオンライン手続を実装し、申請者の事務負担軽減を図った。 ＜課題と対応＞ ○近年の多様化・複雑化する環境問題の解決に向けて、2023年に創設30年を迎える地球環境基金におけるこれまでの助成事業の成果や効果を振り返るとともに、NGO・NPO等を取り巻く環境や社会の大きな変化に応じた、新たな助成スキームの方針を取りまとめる。 ○ 助成先団体の状況を踏まえ、引き続き NGO・NPO の喫緊の課題である組織基盤強化に資する取組を推進する。 ○ 2023 年度助成金の要望書受付から導入した助成金申請システムについて、要望後の手続き（交付申請等）にも順次導入し、効率化を図ることで業務のD X化を推進する。	
	① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成の要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーの配置や機構職員の能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型の体制整備を行う。	① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成要件の見直しを図りつつ、助成事業アドバイザーの活用や、機構職員の能力の向上により、高度な専門性を持って進捗管理等を行う寄り添い支援の充実をはかる。		①助成案件の質の向上に資する体制等の整備 助成期間を通じて助成対象活動の下支えができるよう、新規助成の全案件（67 件）について、地球環境基金担当職員（以下「基金担当者」という。）と助成事業アドバイザーとの間で、各助成先団体の交付申請書における活動目標や計画の妥当性、新型コロナウイルス感染拡大の影響等の確認を行った（5 月）。 基金担当者は、この結果を踏まえ、年間を通じて引き続き助成事業アドバイザーの助言を受けるなどしながら、助成対象活動のモニタリングや支援に取り組んだ。 また、令和5年度に地球環境基金が創設30周年を迎える節目の機会に、20周年の事業見直し後の取組を振り返るとともに、地域の NGO・NPO 等による環境保全活動の現状や新たなニーズを踏まえた今後の事業実施方針等を策定するため、令和4年度は下記の取組を実施した。 ア．ワーキンググループの設置等に係る検討 イ．基礎データの整理・集約		

				ウ．ステークホルダーミーティングの実施※ ※詳細は振興事業の項参照		
	② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続や活動の自立につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行う。	② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を行う。		②研修や情報提供による助成団体への支援 全国 8 か所の環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）と連携し、助成先団体による活動事例紹介（セミナー）や意見交換会などの情報提供プログラムを組み入れた助成金説明会を全国 8 か所で実施し、延べ 157 人の参加を得た。（10～11 月） 利用者の年齢構成や実名性など各 SNS の特徴等を踏まえ、新たに Facebook アカウントを立ち上げ、助成先となる NGO・NPO と当基金、NGO・NPO 同士のネットワークづくりに重点を置いた情報発信（活動事例の紹介や助成金情報の発信など）を開始した（7 月）。新規開設した Facebook の投稿数 105 件、フォロワー数 185 人となった。		
	③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。	③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。		③助成終了後の活動調査及び結果の活用 i）フォローアップ調査の実施 平成 30 年度から令和 2 年度まで 3 年間継続して助成を受けた団体を対象に、助成終了後の活動状況に関するフォローアップ調査を実施した。（5～6 月） 調査対象 30 団体（回収率 100%）のうち、助成終了後 1 年以上経過した時点で「自団体で継続している」と回答した団体が 24 団体（80.0%）、「他団体で継続している」と回答した団体が 2 団体（6.7%）であり、活動がその後も形を変えて「継続している」のは 30 団体中 26 団体（86.7%）であった。 また、継続の実態を把握するため、「活動の目的を達成した」ため「活動を継続していない」と回答した 1 件と、一時的な休止状態にあり「新型コロナウイルス感染拡大の影響による活動休止」と回答した 2 件を母数から除いて整理すると、本来継続されるべき活動の 9 割超、96.3%（26 団体／27 団体）が継続していることが分かった。 ii）調査結果の活用等 上記 i）の調査結果をもとに、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀と認められる活動を 3 件抽出し、フォローアップ実地調査を行った（8～9 月）。 実地調査の結果、優良な事例であることが確認できた活動について、助成終了後の自立や継続性の観点からどのような工夫をしてきたかなどをまとめ、助成中の他の団体に有益な情報（ベストプラクティス）として「2021 年度地球環境基金		

				レポート」をホームページに公表した（10月）。		
				（資料編 P21_地球1 助成事業に関するフォローアップ調査結果（2022年度））		
(B) 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点） ＜定量的な目標水準の考え方＞ (b)各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外 部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。	(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、以下の取組を行う。 ① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。 ② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルティングを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。	(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して確実に実施され、助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上(前中期目標期間実績：平均 6.7 点)となることを目指す。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。 ① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。 ② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルティングを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。	助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）	(B) 助成による支援を行った活動の質の向上 ①助成活動の進捗状況の確認 i）基金担当者によるモニタリング 令和4年度は、助成開始から1年以上が経過した活動 108 件を対象として、令和3年度の活動報告や当年度の交付申請書等をもとにモニタリングを行い、評価専門委員と共有した。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により現地確認が困難な時期もあったが、Web 会議システムの併用などにより適宜進捗状況の確認等を行った（通年）。 ②評価の実施 ■助成事業スケジュール（3年計画の場合）		

				i) 事前目標共有 2022 年度助成金における新規採択 67 件を対象に、全件実施した（4～5 月）。 内定決定（令和 4 年 3 月 25 日）後の約 1 か月間で、基金担当者と助成専門委員会審査分科会委員が目標設定や計画内容について改めて確認を行い、各内定団体に活動の目標や計画の改善等について個別面談（オンライン）を行った。ここでの改善点を交付申請書の計画等に反映することで、助成活動の質の向上につなげた。 ii) 中間コンサルテーション 活動計画 3 年以上の 2 年目を迎えた 44 件のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 40 件（つづける助成 6 件、ひろげる助成 30 件、フロンランナー助成 2 件、プラットフォーム助成 2 件、）を対象に、中間コンサルテーションをオンラインで実施した（9～10 月）。 iii) 事後評価（書面評価） 令和 3 年度に 3 年間の活動を終了した 67 件のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 65 件（つづける助成 13 件、ひろげる助成 49 件、フロンランナー助成 1 件、復興支援助成 2 件）を対象に事後評価を実施した（6～7 月）。この 65 件中、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応として、令和 2 年度から助成期間を 1 年延長した活動が 15 件である。 事後評価は評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性の観点から、活動実績報告書等をもとに評価し、20 点満点中平均 15.6 点（10 点満点換算で 7.8 点）となった。 評価結果は、ホームページに公表するとともに対象団体に対して個別にフィードバックした（9 月）。 （資料編 P42_地球 2 2022 年度事後評価（書面評価）結果） iv) 継続評価 継続評価は、フロンランナー助成 3 年目の団体について、4・5 年目の助成継続の可否を判断するために活動状況等を確認するものだが、令和 4 年度は該当がなかった。 v) 実地調査 令和 3 年度に 3 年間の活動を終了した団体から、事後評価（書面評価）の得点の上位（3 件）、中位（2 件）、下位（1		
--	--	--	--	--	--	--

				成財団等と情報交換・意見交換を行った（9・10・12・2月の年4回開催）。 また、環境省各担当課室（地方環境事務所含む）に2023年度助成金要望内容を共有するとともに、最新の環境行政の動向やNPOが行う環境活動へのニーズ等を収集し、助成金内定審査に反映した。																																																		
(C) 助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上	(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。	(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行うことができるよう、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。	助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上	(C) 環境保全に関する情勢を踏まえた効果的な助成の実施																																																		
＜関連した指標＞ (c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）	① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応した助成案件の採択や特別助成等のメニューを適宜設定する。	①外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応するよう、助成案件を採択する。また、国内及び国際的な環境保全に関する情勢に応じて、民間団体の行う環境保全活動を支援できるよう、特別助成等のメニューを適宜設定する。	外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）	① 重点配慮事項に対応した活動の採択と情勢に応じた助成メニューの設定 i) 助成対象について 令和4年度は175件、総額582百万円の助成金交付決定を行った（6月）。その内訳は、イ案件（国内の団体が開発途上地域で活動するもの）が26件総額112百万円、ロ案件（海外の団体が開発途上地域で活動するもの）が13件総額46百万円、ハ案件（国内の団体が国内で活動するもの）が136件総額423百万円であった。 下表のとおり、期末の確定額は175件、546百万円となった。 ＜助成金交付状況＞（単位：件、百万円） <table><tr><th rowspan="2">助成メニュー</th><th colspan="2">令和4年度</th><th colspan="2">令和3年度</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>はじめる</td><td>3</td><td>4</td><td>10 (0)</td><td>18 (0)</td></tr><tr><td>つづける</td><td>30</td><td>63</td><td>32 (2)</td><td>59 (2)</td></tr><tr><td>ひろげる</td><td>113</td><td>394</td><td>109 (13)</td><td>355 (17)</td></tr><tr><td>フロントランナー</td><td>6</td><td>36</td><td>5 (1)</td><td>29 (3)</td></tr><tr><td>プラットフォーム</td><td>4</td><td>19</td><td>3 (0)</td><td>15 (0)</td></tr><tr><td>復興支援</td><td>4</td><td>11</td><td>6 (0)</td><td>19 (0)</td></tr><tr><td>特別</td><td>3</td><td>4</td><td>4 (0)</td><td>11 (0)</td></tr><tr><td>LOVE BLUE</td><td>12</td><td>12</td><td>11</td><td>12</td></tr></table>	助成メニュー	令和4年度		令和3年度		件数	金額	件数	金額	はじめる	3	4	10 (0)	18 (0)	つづける	30	63	32 (2)	59 (2)	ひろげる	113	394	109 (13)	355 (17)	フロントランナー	6	36	5 (1)	29 (3)	プラットフォーム	4	19	3 (0)	15 (0)	復興支援	4	11	6 (0)	19 (0)	特別	3	4	4 (0)	11 (0)	LOVE BLUE	12	12	11	12	
助成メニュー	令和4年度		令和3年度																																																			
	件数	金額	件数	金額																																																		
はじめる	3	4	10 (0)	18 (0)																																																		
つづける	30	63	32 (2)	59 (2)																																																		
ひろげる	113	394	109 (13)	355 (17)																																																		
フロントランナー	6	36	5 (1)	29 (3)																																																		
プラットフォーム	4	19	3 (0)	15 (0)																																																		
復興支援	4	11	6 (0)	19 (0)																																																		
特別	3	4	4 (0)	11 (0)																																																		
LOVE BLUE	12	12	11	12																																																		

			(0)	(0)
計	175	546	180 (16)	521 (23)
※単位未満切り捨て、確定（決算）ベース				
※令和３年度の下段カッコ内の数は、令和２年度からの繰越 分で上段の数値の外数				
ii）助成対象の重点化				
令和４年度交付決定 175 件（国内案件：136 件、海外案件： 39 件）のうち、重点配慮事項の対象活動は 173 件（98.9%） であった。				
（資料編 P47_地球３ 2022 年度助成金分野別件数内訳） （資料編 P49_地球４ 地球環境基金助成金の推移）				
iii）令和５年度助成活動の採択				
ア 募集案内決定				
第１回助成専門委員会（８月）において、国の政策目標や 社会情勢等を勘案した重点配慮事項等を含む「2023 年度助成 金募集案内」を決定し、令和４年９月 30 日に公表した。				
2023 年度助成金審査方針の重点配慮事項として、2025 年 大阪・関西万博に関連する活動を新たに追加した。				
また、助成メニューとして、地域循環共生圏のビジョンや 体制づくりなど準備段階の活動に対する「特別助成」を継続 するとともに、予定どおり 2022 年度助成をもって「復興支援 助成」を終了した。（災害復興支援や防災・減災などの活動は、 各メニューから活動分野「復興支援等」を選択して応募。）				
助成の対象となる経費については、都道府県別の最低賃金 の引上げ等に鑑み、アルバイト賃金の助成上限額の見直しを 行うなど利便性の向上を図った。				
企業協働プロジェクトに対する（一社）日本釣用品工業会 からの寄付の増額見込みに伴い、LOVE BLUE 助成について も総額 1,800 万円を予定（令和４年度の交付決定額は 1,390 万円）しており、全国の「海の家」や UMI 協議会参加団体へ チラシを送付するなど、助成金募集に係る広報を強化した。				
また、新たに開設した Facebook アカウント（上記（A）②） を活用し、助成金募集時期に当たる 10 月 17 日から 11 月 16 日までの間、Facebook バナー広告を実施し、5,874 件のクリ ック数を得た。また、要望書提出時のアンケートでは、289 件 中 16 件（5.5％）が Facebook 広告で当助成金を知ったと回 答している。この広告掲載に当たっては、当機構ウェブサイ				

				トに新たに「ランディングページ」を設け、閲覧者が助成金のみならず地球環境基金の各情報にアクセスしやすいよう工夫した。 (資料編 P50_地球 5 2023 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項) イ 助成金説明会の開催 2023 年度助成金の募集に当たり、ERCA（地球環境基金）主催の説明会を 8 回（10～11 月）、セブーンイレブン記念財団等の NGO・NPO 支援団体との合同説明会を 1 回（9 月）実施し、周知を図った。これらの説明会は会場参集型のほか、オンラインやハイブリッド（オンラインと参集型の組合せ）でも行い、オンライン活用の会場は、全国の環境 NGO・NPO が所在地や活動地を問わずどの地域の説明会にも参加できるものとなった。 ERCA 主催の説明会は、助成金の効果的な活用につながるよう、EPO との連携・協力の下、各地域の特性を踏まえたテーマやプログラムを設定し、多くの会場で各地域を拠点に活動している助成先団体による活動事例紹介（セミナー）を併せて実施し、延べ 157 人が参加した。（10～11 月） ウ オンライン個別相談会の開催 令和 3 年度に引き続き、助成金応募を検討している団体を対象としたオンライン個別相談会を計 5 日間にわたって開催し、機構職員が計 22 件の相談に対応した（10～11 月）。 エ 助成金要望の少ない地域の環境 NPO の活動状況調査 過去 3 年間助成金要望の無かった青森県、群馬県の環境 NPO の活動状況を把握するため、地方公共団体や中間支援組織を訪問し、地域の環境 NPO の活動実態をヒアリングした。 オ 応募状況と内定 令和 4 年 11 月 10 日から 12 月 1 日までの間、新たに導入する「地球環境基金助成金申請システム」により 2023 年度助成金の要望書受付を行った。 289 件（イ案件：34 件、ロ案件：18 件、ハ案件：237 件）の応募を受け、令和 5 年 2 月に第 2 回助成専門委員会を開催し、2023 年度助成金採択案を決定し、令和 5 年 3 月に開催した運営委員会に諮り、162 件の助成金交付を内定した。		
--	--	--	--	--	--	--

				<令和5年度助成活動の応募・内定状況> (単位：件) <table><tr><th>助成メニュー</th><th>応募</th><th>内定（うち新規）</th></tr><tr><td>はじめる</td><td>29</td><td>7（7）</td></tr><tr><td>つづける</td><td>53</td><td>22（5）</td></tr><tr><td>ひろげる</td><td>162</td><td>107（35）</td></tr><tr><td>フロントランナー</td><td>13</td><td>6（1）</td></tr><tr><td>プラットフォーム</td><td>6</td><td>3（0）</td></tr><tr><td>特別（地域循環共生）</td><td>5</td><td>2（1）</td></tr><tr><td>LOVE BLUE</td><td>21</td><td>15（8）</td></tr><tr><td>計</td><td>289</td><td>162（57）</td></tr></table> ②複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進 引き続き、複数の課題解決を目指すことの意識の定着と実行を推進するため、SDGsのどのゴール・ターゲットに該当するかを選択・記入する様式によって、助成金要望及び交付申請の手続を実施した。 ③人材の育成と定着を図る助成方法の検討 i）若手プロジェクトリーダー育成支援助成 令和4年度助成先団体から新たに9期生として9名を採択した（応募18名）。これは3年以上計画の対象メニュー新規案件（44件）の20.5%を占めている。 (D)助成金を受ける団体の利便性の向上 ①会計事務等に関する指導等の実施 i）内定団体に対する会計事務等の説明・指導の実施 令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大状況	助成メニュー	応募	内定（うち新規）	はじめる	29	7（7）	つづける	53	22（5）	ひろげる	162	107（35）	フロントランナー	13	6（1）	プラットフォーム	6	3（0）	特別（地域循環共生）	5	2（1）	LOVE BLUE	21	15（8）	計	289	162（57）	
助成メニュー	応募	内定（うち新規）																														
はじめる	29	7（7）																														
つづける	53	22（5）																														
ひろげる	162	107（35）																														
フロントランナー	13	6（1）																														
プラットフォーム	6	3（0）																														
特別（地域循環共生）	5	2（1）																														
LOVE BLUE	21	15（8）																														
計	289	162（57）																														
(c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）	② 助成事業を通じて、SDGsの考え方 の活用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。	② 助成活動のSDGsの ゴール等について交付申請書で確認し取りまとめるなどにより、複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。	人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）																													
	③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。	③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の効果的な交付方法について検討する。																														
(D) 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上	(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。	(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。	事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上																													
	① 助成を受ける民間団体を対象とした会計事務等に関する説	① 助成を受ける団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催																														

	明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は実施する。	し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず1回は実施する。		を踏まえ、説明資料をホームページに掲載し、各助成先団体とのオンライン個別面談やメール等での問合せに対応する方法により実施した（4月）。	
＜関連した指標＞ (d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均 26.8 日）	② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を4週間（28日）以内として速やかな手続に努める。	② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を4週間（28日）以内として速やかな手続きに努める。	交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均 26.8 日）	②助成金交付申請手続の実施 i）オンライン個別面談の実施等 令和3年度に引き続き、助成内定団体との面談はオンラインの活用、電話やメール等の連絡により実施した（4～5月）。この際、全ての新規採択団体（67団体）について、オンラインによる「事前目標共有」のための個別面談を実施した。また、継続団体についても活動状況を確認し、令和4年度の交付申請手続及び期中の活動に向けたすり合わせを行った。 ii）交付申請手続の実施 令和4年度助成金交付申請書の提出を令和4年5月 16 日に受け付け、6月 10 日に交付決定を行った。その処理期間は 25 日であった。	
	③ 助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1件当たりの平均処理期間を4週間（28日）以内とする。	③ 助成金の支給に当たり、厳正な審査を実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1件当たりの平均処理期間を4週間（28日）以内とする。		③事務の効率化と利便性向上の取り組み i）書類提出の電子化推進 活動実績報告書（4月）、交付申請書（5月）、支払申請書（年4回）といった書類は電子データ（メール）での提出を受け付けた。 また、2023 年度助成金要望手続（11～12 月）から「地球環境基金助成金申請システム」によるオンライン手続を実装した。（2022 年度助成金に関する手続は、引き続きメールでの書類受付により対応した。） ii）一部概算払いの実施	

				令和３年度に助成を受けていた団体のうち、ア「令和３年度の支払事務が適正に行われている」、イ「活動が概ね計画どおりに行われている」、ウ「活動計画が概算払いの必要性が高い」といった状況を総合的に勘案し、令和４年度は３０団体に対して、助成金５０％を上限に概算払い（５０,０５０千円）を実施した（７月）。 iii) EXCEL マクロファイル利用の推進 助成金支払申請書の利便性を向上させるために EXCEL マクロファイルの利用を推奨し、２０２２年度版をホームページに公表した（４月）。令和４年度中のマクロファイル利用率は ９０.２％であった。 iv) 他の助成制度の紹介 環境保全活動を行う NGO・NPO を対象とする国内の民間財団等による助成制度をまとめた冊子の情報を更新し、ホームページにおいても掲載した（９月）。 v) 助成金支払申請の速やかな手続の実施 助成金の支払申請に係る事務（年４回）については、厳正かつ迅速な審査に努めた。令和４年度の平均処理日数は ２２.８日であった。 ④地球環境基金助成金申請システムの構築等 各種申請データの Web フォーム直接入力、申請に対する結果通知等の双方向の処理、登録情報のデータベース化など、更なる利便性の向上等を図るため、「地球環境基金助成金申請システム」を構築し、２０２３年度助成金の要望手続（１１～１２月）から稼働させた。 要望書受付時のアンケートでは、システムについて約７割が好意的であったが、一部項目が入力しにくい、Excel 形式の方が良かった等の意見も見られたことから、より使いやすいシステムとなるよう改善していく。（とても良い ２７.７％、良い ４１.２％、普通 ２３.９％、悪い ４.５％、とても悪い ０.７％、無回答 ２.１％） <その他の指標> — <評価の視点> ・年度計画に定められた各		
	(d2) 支払処理期間 （前中期目標期間実績：平均 ２５.３日）		④ 「地球環境基金助成金申請システム」を構築・稼働させ、助成金の要望や支払申請の手続をオンライン化し、民間団体の利便性向上や事業の効率化と効果向上を図る。	支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 ２５.３日）		

			項目が適切に行われているか。			
--	--	--	----------------	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－2	振興事業		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
	〈関連した指標〉							予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	
	ユース世代の活動団体の交流会実施回数	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 2 回	10 回（8 地方大会、全国大会、ecocon）	10 回（8 地方大会、全国大会、ecocon）	10 回（8 地方大会、全国大会、ecocon）	9 回（8 地方大会、全国大会）						
	ユース世代を対象とした研修実施回数	－	第 3 期中期目標期間実績：平均 4 回／年	6 回	4 回	4 回	6 回	決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
	研修受講者アンケートによる肯定的評価	－	第 3 期中期目標期間 実 績 ： 平 均 95.4%	98.5%	95.9%	97.7%	98.2%	経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
								経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(2) 振興事業 <評価指標> (A) 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化	(2) 振興事業 (A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。	(2) 振興事業 (A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。	<主な定量的指標> 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化	(A) 環境保全活動を行う人材の創出	<評定と根拠> 評定：A NGO・NPO の自立、成長のための喫緊の課題である組織基盤強化及び若手（ユース世代を含む）の人材育成の強化に重点的に取り組むとともに、ステークホルダーミーティングを実施し、多様な地域の各主体との情報交換・意見共有を行った。 これらの取組は、地球環境基金が助成金の配分に留まらず、団体の地域活動推進に資する知識やノウハウを提供し、人材育成やネットワーク構築など活動の振興に大きく貢献するもので、令和元年度より強化している寄り添い支援を体現するものとして大きな意義のある成果である。 以上のことから自己評定を A とした。 根拠の詳細は以下のとおり。 ○助成団体の組織基盤強化に向けた研修等による支援 令和3年度に実施した助成先団体に対する「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」において明らかになった「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の自立、成長のための重要な課題に取り組むための支援として、令和3年度の組織基盤研修に引き続き、団体のニーズを踏まえて新たに、協力・協働による地域づくり研修（2回）を企画し、機構自ら運営して実施した。多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、より幅広い層が協力・協働に対して関心や理解を持つことがその実現への第一	評定 A	<評定に至った理由> ・令和3年度に助成先団体に対して実施した「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」において明らかになった組織基盤の脆弱性を踏まえて、助成先団体の自立、成長のための重要な課題に取り組むための支援として、令和3年度の組織基盤研修に引き続き、団体のニーズを踏まえて新たに、協力・協働による地域づくり研修（2回）を企画し、自ら運営して実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度に続き海外派遣研修は実施できなかったが、将来的に地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成することを目指して「環境ユースフィールド研修」（熊本県阿蘇郡南阿蘇村、1回）を企画・実施した。 ・今後の環境保全活動を牽引する若手プロジェクトリーダー研修（3回）を実施するとともに、ユース世代を対象とした環境保全やSDGs、民間企業と協働で開催するセミナーを全国各地で計6回実施した。 ・ユース世代の環境活動の促進を目的として、全国ユース環境活動発表大会の地方大会（8回）の開催など、ユース世代による環境保全活動に対する支援を実施した。 ・地域課題の解決に向けた新たな取組として、環境分野のステークホルダーに加えて、環境以外の分野で地域課題の解決に取り組んでいる団体・企業等が一堂に会し、現在行っている取組みや将来に向けての課題等についての情報交換・意見共有を行うステークホルダーミーティングを初めて企画・開催した（2回）。 ・以上のことから、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、助成先団体のみならず環境NGO・NPOの活動や基盤強化に資する知識やノウハウを提供する場等を、常にニーズをくみ取りながら企画・運営するなど、

				・全国大会は、審査会と高校生による投票を行い、各賞を決定した。 【環境大臣賞】 宮城県農業高等学校 「＃ZEROマイプラ2」 【環境再生保全機構理事長賞】 群馬県立藤岡北高等学校 「小川の未来を考える～地域連携・協働によるヤリタナゴ保護活動～」 （資料編 P53_地球6 第8回全国ユース環境活動発表大会概要） ②ユース世代を対象とした研修等の実施 新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じたうえで、高校生向けのセミナー及び大学生向けのミーティングを、いずれも会場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式にて7月及び8月に開催した。また、協賛企業の協力を得た高校生向けの企業研修3件は、11月以降に集合型にて開催した。 ＜高校生・大学生向け研修等の開催状況＞ <table><tr><th></th><th>内容</th><th>会場</th><th>参加</th></tr><tr><td>7月</td><td>高校生 SDGs セミナー</td><td>仙台市（ハイブリッド）</td><td>14校 43名</td></tr><tr><td>8月</td><td>大学生 SDGs ミーティング</td><td>東京都（ハイブリッド）</td><td>6団体 14名</td></tr><tr><td>11月</td><td>大学生 SDGs ミーティング</td><td>オンライン</td><td>3団体 8名</td></tr><tr><td>11月</td><td>高校生企業 SDGs 研修（タニタ）</td><td>東京都</td><td>1校 4名</td></tr><tr><td>11月</td><td>高校生企業環境研修（キリンHD）</td><td>神奈川県</td><td>1校 5名</td></tr><tr><td>1月</td><td>高校生企業環境研修（協栄産業）</td><td>茨城県</td><td>1校 5名</td></tr></table>		内容	会場	参加	7月	高校生 SDGs セミナー	仙台市（ハイブリッド）	14校 43名	8月	大学生 SDGs ミーティング	東京都（ハイブリッド）	6団体 14名	11月	大学生 SDGs ミーティング	オンライン	3団体 8名	11月	高校生企業 SDGs 研修（タニタ）	東京都	1校 4名	11月	高校生企業環境研修（キリンHD）	神奈川県	1校 5名	1月	高校生企業環境研修（協栄産業）	茨城県	1校 5名	で、会場にて実施することとし、会場参加困難な参加者についてはオンライン参加を可能とするハイブリッド参加型形式で実施し、事前準備や参加者へのきめ細かい対応等によって参加者相互の意見交換が円滑に行われるよう工夫して実施することができた。 ○ステークホルダーミーティングの開催 地域課題の解決に向けた新たな取組として、環境分野のステークホルダーに加えて、環境以外の分野で地域課題の解決に取り組んでいる団体・企業等が一堂に会し、現在行っている取組みや将来に向けての課題等についての情報交換・意見共有を行うステークホルダーミーティングを初めて企画・開催した（2回）。本ミーティングを通じて、今後の地域の環境保全活動への支援策の検討に向けて新たな視点や気づきを得ることが出来た。 ＜課題と対応＞ ○近年の多様化・複雑化する環境問題の解決に向けて、創設30年を迎える地球環境基金におけるこれまでの振興事業の成果や効果を振り返るとともに、NGO・NPO等を取り巻く環境や社会の大きな変化に応じた、新たな人材育成スキームや情報提供方法等の方針を取りまとめる。 ○研修等の実施に当たっては、対面形式やオンラインの利点を活かしながら、有意義かつ効率的な方法で実施する。
	内容	会場	参加																														
7月	高校生 SDGs セミナー	仙台市（ハイブリッド）	14校 43名																														
8月	大学生 SDGs ミーティング	東京都（ハイブリッド）	6団体 14名																														
11月	大学生 SDGs ミーティング	オンライン	3団体 8名																														
11月	高校生企業 SDGs 研修（タニタ）	東京都	1校 4名																														
11月	高校生企業環境研修（キリンHD）	神奈川県	1校 5名																														
1月	高校生企業環境研修（協栄産業）	茨城県	1校 5名																														
(a2) ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均4回／年）	② 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした研修を、地域毎に毎年度4回以上実施する。	② 全国の高校生などユース世代を対象とした研修を、民間団体、企業、自治体等と連携して4回以上実施する。	ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均4回／年）	(B) 研修・調査等事業の効果的な実施																													
(B) カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による	(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を	(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて	カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果																														

	事業の質的向上及び効果的な実施	通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。	民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。	的な実施	
	① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。	① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。			○全国ユース環境活動発表大会については、過年度参加者のニーズ等を踏まえつつ、参加しやすく、交流や相互研鑽が図れる方法で実施する。
				① 研修・調査の企画運営 i) 若手プロジェクトリーダー研修の実施 助成事業において中心的に活動する若手（第7期7名、第8期7名、第9期9名の計23名）に対して、活動の戦略づくりなどプロジェクトを推進するために必要なプログラムに関する研修を実施した。 令和4年度は7期生6名が修了した。 (資料編_ P54_地球7 若手プロジェクトリーダー育成人数の推移) ii) 活動影響調査で把握したニーズに基づく研修 令和3年度に行った助成先団体に対する活動影響調査により、「組織基盤の脆弱性」という助成先団体の課題が明らかになった。令和3年度に行った組織の内側（基盤）強化に係る研修に引き続き、令和4年度は、組織の外側（協働）強化に係る研修として、助成先団体がステークホルダー（NPO・NGO、地域住民、企業および行政）間との協力・協働を進め、多様化・複雑化する地域課題に取り組むための「協力・協働による地域づくり研修」2件を、以下のテーマについて3月に実施した。 ・「多様なステークホルダーとの協働」 ・「地域づくりや地域課題の解決に向けた NGO/NPO の役割」 iii) ユース世代の人材育成に資する研修 一方、主に学生を中心とした対象者に対し、環境保全活動の取組みを現場で学ぶ機会を経験することで、将来的に地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成することを目指して「環境ユースフィールド研修」を、2022年度SDGs未来都市に選定された熊本県南阿蘇町を研修対象に選定し、実施した。 なお、海外派遣研修は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施を見送った。	

	<関連した指標> (b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%）	② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決する S D G s の考え方に関する研修を年 1 回以上継続的に実施する。	② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決する SDGs の考え方に関する研修を 1 回以上実施する。	研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%） <その他の指標> — <評価の視点> ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。	iv) ステークホルダーミーティングの開催 複雑化する環境問題の解決には NGO・NPO が地域の各主体と協働して地域課題の解決に取り組むことが必要であることから、環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）及び地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）と連携し、地域の NGO・NPO、中間支援組織、企業、金融機関、環境省地方環境事務所等の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うステークホルダーミーティングを 2 地域（北海道、九州）で実施した。（3 月） （令和 4 年度の実施結果を踏まえ、今後も地域ごとのミーティングを実施予定。） v) 研修受講者アンケート 実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、全体で 98.2%であった。 （資料編 P55_地球 8 令和 4 年度研修・講座実施状況） ② SDGs 等に関する研修等の実施 ユース世代に対して、(A) ② 「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を 6 回実施した。	
--	--	--	--	---	---	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－３－３	地球環境基金の運用等		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	８．環境・経済・社会の統合的向上 ８－３．環境パートナーシップの形成

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	973,824	956,634	995,122	972,951	
S N S（ツイ ッター、イン スタグラム掲 載数、フォロ ワー数）	－	－	ツイッター 掲載数：118 件、 フォロワー 数：484 人 インスタグ ラム掲載 数：91 件、 フォロワー 数：167 人	ツイッター 掲載数：145 件、 フォロワー 数：708 人 インスタグ ラム掲載 数：129 件、 フォロワー 数：320 人	ツイッター 掲載数：195 件、 フォロワー 数：1,388 人 インスタグ ラム掲載 数：89 件、 フォロワー 数：447 人	ツイッター 掲載数：162 件、 フォロワー 数：2,036 人 インスタグ ラム掲載 数：114 件、 フォロワー 数：569 人		決算額（千円）	884,213	762,899	850,278	887,638	
特定寄付金の 受け入れ金額	－	第 3 期中期目標 期間実績：平均 13,750 千円	18,000 千円	18,000 千円	18,000 千円	23,000 千円		経常費用（千円）	904,907	782,688	850,920	888,849	
基金の運用益	－	第 3 期中期目標 期間実績：平均 185 百万円	82 百万円	88 百万円	87 百万円	94 百万円		経常利益（千円）	93,580	190,049	179,828	109,374	
								行政コスト（千円）	989,474	782,688	850,920	888,849	
								従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	A
	(3) 地球環境基金の運用等 ＜評価指標＞ (A) 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進 ＜関連した指標＞ (a1) SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	(3) 地球環境基金の運用等 (A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。 ① ホームページ、SNSを通じて積極的な広報・周知を行うとともに、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。	(3) 地球環境基金の運用等 (A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を考え、オンライン等の手法を活用する。 ① ホームページ、SNSや各種媒体を通じた積極的な広報・周知を行い、地球環境基金事業の理解促進に努める。また、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めるとともに画像や動画の効果的な発信を強化する。その結果として、助成活動及び個々の団体が行う活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。	＜主な定量的指標＞ 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進 SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	＜主要な業務実績＞ (A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進及び基金の充実 ① ホームページ、SNSを通じた積極的な広報・周知、個人や企業等による寄付の確保 ア) ホームページを通じた広報 助成先団体の活動成果の動画配信、ユース事業、イベント等の告知を行った。子どもたちのための環境学習情報サイト「グリーンフレンズ」では、環境省の子ども向けのサイト「こども環境省」と相互リンクを行い、子ども向け検索サイト「Yahoo!きっず」にもリンクを行い、普及啓発を行った。 イ) SNSを通じた広報 ・ツイッターでは、日常的なエコ活動の身近な発信、助成活動以外にも機構全体のイベント等の発信を行った。ツイッターのキャンペーンと広告を行うことにより、フォロワー数は2,036人（対前年比47%増）となった。 ・インスタグラムでは、助成団体先の活動紹介や来年度の助成団体募集の説明会など投稿した。フォロワー数は569人（対前年比27%増）となった。 ・利用者の年齢構成や実名性など各SNSの特徴等を踏まえ、新たにFacebookアカウントを立ち上げ、助成先となるNGO・NPOと当基金、NGO・NPO同士のネットワークづくりに重点を置いた情報発信（活動事例の紹介や助成金情報の発信など）を開始した（7月）。新規開設したFacebookの投稿数105件、フォロワー数185人となった。	＜評定と根拠＞ 評定：A SNSを通じて積極的に広報展開し、ツイッターフォロワー数は対前年度比47%増、インスタグラムフォロワー数は27%増となるとともに、NGO・NPO同士のネットワークづくりに重点を置いた情報発信を行うため、新たにFacebookを開設し、SNSによる発信を強化した。 また、寄付型私募債の発行手数料の一部を寄付する新たな仕組の運用を開始するとともに、特定寄付金の受け入れ金額が第4中期計画の基準値を大きく上回る（67%増）ことができた。以上のことから、自己評価をAとした。 ① SNS（ツイッターとインスタグラム）による情報提供を積極的に行い、効果的に広報展開することでフォロワー件数が大きく増加した。 また、活動成果の発信やNGO・NPO同士のネットワークづくりのツールとして新たにFacebookを開設した。 ② 企業が金融機関を通して発行する寄付型私募債の発行手数料の一部をSDGsの取り組みに寄付する場合、地球環境基金を指定してもらうよう金融機関への呼びかけを行い、新たな寄付の獲得を得ることができた。多様な寄付方法の取組は独法評価委員会にて独立行政法人の寄付拡大へ向けたグッドプラクティスとして取り上げられた。 ③ 企業協働プロジェクトへの特定寄付においては、事業の意義や活動の成果を理解していただくことで、令和3年度より5,000千円増の23,000千円の寄付が得られた。 ④ 著しい低金利が続く中、運用方針に従い、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた運用を行い、昨年度とほぼ同水準の運用益を得ることができた。 ＜課題と対応＞ 広報誌の発行やSNSによる発信など効果的な広報展開が図れるよう広報の充実・強化に努める。また、地方新聞が行	評価	A
							＜評定に至った理由＞ ・ホームページや広報誌、SNSを活用した情報発信の強化等により、積極的な広報が実施された。 ・古本を活用した寄付メニュー「本de寄付」等の積極的な広報、J-Coin Pay「ぼちっと募金」及び「メルカリ寄付」の受入に加え、企業が金融機関を通して発行する寄付型私募債の発行手数料の一部をSDGsの取り組みに寄付する場合、地球環境基金を指定してもらうよう金融機関への呼びかけを行うなど、新たな寄付を獲得することができた。このような多様な寄付方法の取組は独法評価委員会にて独立行政法人の寄付拡大へ向けたグッドプラクティスとして取り上げられた。 ・企業協働プロジェクトへの特定寄付においては、事業の意義や活動の成果を理解していただくことで、第4期中期目標の基準値（13,750千円）を大幅に上回る特定寄付（23,000千円）を得られた。 ・資金の安全性を確保した上で、環境への配慮を踏まえた運用が実施された。 ・以上のことから、運用等に関する事業について、目標を上回る高い水準を確保していると判断し	

				ウ) 新聞、広報誌等による広報 ・古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」の募金を広く周知するため、新聞広告（東京新聞 3 回掲載）及び高齢者向け情報誌「はいから」に 3 回広告を掲載した。 ・広報誌「地球環境基金便り」（No.53 号（9 月発行）、No.54 号（3 月発行）各 36,000 部発行）については、寄付者、自治体、高等学校、NPO センター等約 8,000 箇所に送付した。No.53 号（9 月発行）では、「未来をつくる、環境教育。」No.54 号では（3 月発行）では、「ライフスタイルが変わるサーキュラーエコノミー」と題した特集を組み、助成団体が行っている環境活動等を紹介した。 ・環境 NPO やユース世代が地域で行っている環境活動を地方メディアと協働で積極的に発信するため、令和 4 年度は北海道新聞社が地域で取り組んでいる SDGs 推進の共同企画に協賛し、全国ユース環境活動発表大会の地方大会の様子について新聞記事を通じて発信した。また、電子版新聞サイトに、助成団体の活動紹介等をリンクし、地球環境基金部の活動のみならず、環境再生保全機構の認知度向上に取り組んだ。 ・「地球環境基金レポート」（10 月発行、Web 掲載）では、活動成果の特に優れた取組を広く普及するため、寄付者や助成先団体などに周知した。 エ) イベント等への出展 次世代を担う子どもたちの学びの場として、環境問題を中心に SDGs の視点を取り入れ、社会的な課題の解決に寄与することを目的とした環境総合イベントである「環境広場さっぽろ 2022」へ出展した。（7 月 30 日（土）～7 月 31 日（日：札幌ドーム）新型コロナウイルス感染拡大の中、アルコール消毒や飛沫防止ビニールの設置、手袋着用などを行い徹底した感染症対策を講じることとし、タブレットによるグリーンフレンズの体験や機構の業務の紹介を行った。 このほか、環境イベント「エコプロ 2022」に 12 月 7 日～9 日にブース出展し、地球環境基金事業やユースの活動報告を紹介するなど周知活動及び認知度向上に取り組んだ。 オ) 個人や企業等による寄付の確保 古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」等の積極的な広報、J-Coin Pay「ぼちっと募金」及び「メルカリ寄付」の受入に加え、企業が金融機関を通して発行する寄付型私募債の	う SDGs の取組みにも参画して、機構全体の認知度の向上を図っていく。 新たな寄付の獲得に向けて、引き続き多様な寄付方法を提供していくとともに、企業協働プロジェクトに対して持続的に特定寄付を得ることができるよう、事業の意義や活動効果を企業に働きかけることで寄付の受け入れに繋げたい。	て「A」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、SNS や新聞等による効果的な広報充実・強化に努め、認知度の向上を図っていく必要がある。また、新たな寄付の獲得に向けて、多様な寄付方法を提供するとともに、企業協働プロジェクトに対して持続的に特定寄付を得ることができるよう、事業の意義や活動効果を企業に働きかけることにより寄付の獲得に努めること。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	--	--	--

	(a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均13,750千円）	② 寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。	② 環境に対する企業の貢献度が明確な、地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。	特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均13,750千円）	発行手数料の一部をSDGsの取り組みに寄付する場合、地球環境基金を指定してもらうよう金融機関への呼びかけを行った。この結果、7件、170万円の寄付を得ることができた。これらの取組は独法評価委員会にて独立行政法人の寄付拡大へ向けたグッドプラクティスとして取り上げられた。 ②地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付の獲得 全国ユース環境ネットワーク促進事業では、令和3年度と同じ4社から賛同をいただき、4社から寄付を得た。（総額3,000千円）。 従前より企業協働プロジェクト（LOVE BLUE 助成）に寄付をいただいている業界団体（（一社）日本釣用品工業会）に対して本プロジェクトの意義や助成先団体の活動の成果等を理解いただき、本年度は、前年度より増額となった。（20,000千円、5,000千円の増）。		
	(B) 安全かつ有利な資金運用 <関連した指標> (b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185百万円）	(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 ① 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と同水準の運用益の獲得に努める。	(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 ① 低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視しつつ、運用方針に基づき、安全性の確保を最優先に、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の基準を考慮した効果的な運用を行う。	安全かつ有利な資金運用 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185百万円） <その他の指標> — <評価の視点> —	(B) 安全かつ有利な資金運用 ① 安全かつ効率的な運用 著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた ESG 投資の比率を増加させて運用を行った。（グリーンボンド等の割合7.77%、令和3年度末6.08%）		

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業		
業務に関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項 環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 5 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	3,174,168	3,564,457	3,947,049	3,947,231	
審査基準、審査 状況等の公表 回数	－	第 3 期中期目標期 間実績：4 回／年	4 回	4 回	4 回	3 回		決算額（千円）	1,961,725	2,890,751	6,778,729	3,047,648	
基金の管理状 況の公表回数	－	第 3 期中期目標期 間実績：1 回／年	1 回	1 回	1 回	1 回		経常費用（千円）	1,962,260	2,893,197	6,778,724	3,047,697	
								経常利益（千円）	6,014	2,197	2,701	3,765	
								行政コスト（千円）	1,973,745	2,893,197	6,778,724	3,047,697	
								従事人員数	2.25	2.25	2.25	2.25	

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

				<評価の視点> —			
--	--	--	--	--------------	--	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	維持管理積立金の管理業務		
業務に関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第10条第1項第6号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4－5. 廃棄物の不法投棄の防止等

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
〈関連した指標〉								予算額（千円）	882,969	276,784	279,550	338,831	
設置者等及び 許可権者への 積立額や取戻 額、運用利息額 等の情報提供 回数	－	第3期中期目標期 間実績：平均 1,203 回／年	1,180 回	1,178 回	1,154 回	1,149 回		決算額（千円）	356,780	256,424	302,264	242,126	
維持管理積立 金の管理状況 の公表回数	－	第3期中期目標期 間実績：平均 1 回 ／年	1 回	1 回	1 回	1 回		経常費用（千円）	279,266	282,946	285,725	291,472	
								経常利益（千円）	784	2,580	3,873	3,710	
								行政コスト（千円）	287,619	282,946	285,725	291,472	
								従事人員数	1.25	1.25	1.25	1.25	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要なと考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																		
					業務実績	自己評価	評価	B																																	
	(1) 管理業務 ＜評価指標＞ (A) 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保 ＜関連した指標＞ (a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）	(1) 管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。 ① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度1回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。	(1) 管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。 ① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度1回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。	＜主な定量的指標＞ 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績:平均 1,203 回／年）	＜主要な業務実績＞ (A) 透明性・公平性の確保 ① 情報提供及び適切かつ確実な事務 i) 積立額及び取戻額 積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実に行った。 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">積 立</th><th colspan="2">取 戻 (△)</th><th rowspan="2">残 高</th></tr><tr><th>件 数</th><th>金 額</th><th>件 数</th><th>金 額</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>677</td><td>7,687</td><td>53</td><td>△992</td><td>110,982</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>647</td><td>7,410</td><td>48</td><td>△561</td><td>117,831</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>608</td><td>5,469</td><td>47</td><td>△1,715</td><td>121,585</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>606</td><td>5,933</td><td>41</td><td>△1,219</td><td>126,299</td></tr></table> ii) 運用利息の通知及び払渡し 令和3年度分維持管理積立金の運用利息（令和4年3月通知）について、希望する設置者（4月定期払 688 件、その他 23 件）に支払った。 また、最終処分場設置の許可権者（99都道府県等）に対し、令和4年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を通知した（令和5年3月）。	区 分	積 立		取 戻 (△)		残 高	件 数	金 額	件 数	金 額	令和元年度	677	7,687	53	△992	110,982	令和2年度	647	7,410	48	△561	117,831	令和3年度	608	5,469	47	△1,715	121,585	令和4年度	606	5,933	41	△1,219	126,299	＜評定と根拠＞ B 埋立処分終了後の適正な維持管理を推進するため、以下のとおり、透明性・公平性を確保しつつ、着実かつ適正に実施したことから、自己評定を B とした。 ○ 設置者への維持管理積立金の運用利息の通知及び払渡し並びに積立金の積立て及び取戻し、並びに許可権者への積立て及び取戻し状況の通知を適切に行い、業務の透明性・公平性の確保に努めた。 ○ 維持管理積立金を適正に管理し、管理状況をホームページで公表した。 ＜課題と対応＞ ○ 最終処分場の受入量の減少等により、埋め立て完了期間が長期化する中、許可権者に適宜状況等を確認しつつ、環境省と情報共有を図っていく。	＜評定に至った理由＞ 維持管理積立金の運用利息の通知を行うとともに、積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実に行っており、HP において管理状況を適切に公表しており、埋立処分終了後の適切な維持管理に向けた対応を適正に遂行していることから、「B」と評価したもの。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、維持管理積立金の適正な運用に努めていただくとともに、積立金の管理状況については適切に公表いただくことで、本業務の透明性・公平性を確保いただきたい。 ＜その他事項＞ 特になし。
	区 分	積 立		取 戻 (△)			残 高																																		
件 数		金 額	件 数	金 額																																					
令和元年度	677	7,687	53	△992	110,982																																				
令和2年度	647	7,410	48	△561	117,831																																				
令和3年度	608	5,469	47	△1,715	121,585																																				
令和4年度	606	5,933	41	△1,219	126,299																																				
(B)維持管理積立金の適正な管理 ＜関連した指標＞ (b1)維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年）	(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。 ① 維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。	(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。 ① 維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。	維持管理積立金の適正な管理 維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年	(B) 維持管理積立金の適正な管理 維持管理積立金の適正な管理のため、法令上期限が定められた以下の業務を確実に遂行した。 ・許可権者からの算定通知（12 月末期限）の内容確認 ・設置者の積立て（2 月末期限）確認及び預り証書の発行 ・令和4年度分利息額の計算（計算期間令和4年3月1日～令和5年2月28日） ・設置者へ利息額及び積立額・取戻額を通知（3 月末） ・許可権者へ積立遅延者リストを送付（3 月末） ① 維持管理積立金の管理状況の公表 適正な維持管理を促進するため、令和3年度分の維持管理積立金の管理状況（積立て及び取戻し状況）について、機構ホームページで公表した。																																					

				<その他の指標> — <評価の視点> —	(資料編 P58_維持1 維持管理積立金管理業務の概要)		
--	--	--	--	--	------------------------------	--	--

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

様式 1－1－4－1 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I－6－1	認定・支給に係る業務			
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 79 条の 2 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第 3 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号	
当該項目の重要度、難易度	＜重要度：高＞石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。 ＜難易度：高＞石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策	

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
	② 主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期 間最終年度値 等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	＜評価指標＞								予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	
	療養中の方及び未 申請死亡者の遺族 からの認定申請・ 請求から認定等決 定までの処理日数	122 日 （前中期目標 期間中の平均 処理日数）を 維持	122 日 （前中期目標期 間中の平均処理 日数）	95 日	212 日	181 日	168 日		決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	
	＜関連した指標＞								経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	
	労災保険制度の対 象となり得る申請 についての厚生労 働省への情報提供 回数	－	第3期中期目標 期間実績：平均 12 回／年	12 回	12 回	12 回	12 回							

	療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）	－	第３期中期目標 期間実績：平均 17 日	19 日	17 日	15 日	16 日		経常利益（千円）	－	－	－	－	
	請求期限のある救済給付の請求対象者への周知	－	第３期中期目標 期間実績:100%	100%	100%	100%	100%		行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	
	認定更新対象者への状況確認等の案内送付	－	第３期中期目標 期間実績:100%	100%	100%	100%	100%							
	窓口相談、無料電話相談件数	－	第３期中期目標 期間実績：平均 5,688 件／年	5,683 件	4,749 件	8,793 件	6,924 件		従事人員数	43	43	43	43	
	施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	－	－	22 回	23 回	1,667 回	662 回							
	保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	－	第３期中期目標 期間実績：平均 13 回／年	14 回	1 回	1 回	4 回							
	制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	－	第３期中期目標 期間実績：各 1 回／年	各 1 回	各 1 回	各 1 回	各 1 回							
	救済制度において診断実績のある医療機関数	－	平成 29 年度実績：1,778 病院	1,822 病院	1,936 病院	1,936 病院	2,036 病院							
	医療従事者向けセミナーの実施回数	－	第３期中期目標 期間実績：平均 14 回／年	13 回	6 回	4 回	5 回							
	個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）	－	第３期中期目標 期間実績:100%	100%	100%	100%	100%							

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 (令和4年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	A
	(1) 認定・支給に係る業務 ＜評価指標＞ (A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有 ＜定量的な目標水準の考え方＞ (a)療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数（※特殊な事情を有する案件を除く）は、前中期目標期間において約47日間の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。	(1) 認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。 ① 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整	(1) 認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、従来の評価指標をそのまま適応することは適切でない状況となったものの、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会及び審査分科会の医学的判定に係る審議状況等を勘案しつつ、その迅速化に向けた機構の協力強化も含め、認定申請・請求から認定等決定までの処理日数の縮減に努めることとしており、以下の取組を行う。 ① 環境大臣への申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に	＜主な定量的指標＞ 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績（平均 122 日）を維持、厚生労働省との定期的な情報共有	＜主要な業務実績＞ (A) 申請・請求から認定等決定までの処理日数の維持、厚生労働省との定期的な情報共有 ① 医学的資料の収集等 令和4年度において、申請・請求 1,406 件（令和3年度：1,571 件）を受け付け、認定等処理 1,406 件（同 1,601 件）を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：A 石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、業務が新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中でも、引き続き、申請者に代わって医学的判定に必要な資料の収集に努めること等により、認定等処理は 1,406 件（第3期実績比 126%）を行うことができた。また、窓口相談・無料電話相談は 6,924 件（第3期実績比 121%）に対応し、申請・請求についても 1,406 件（第3期実績比 126%）受け付けることができた。 認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、判定小委員会が審議保留となった令和2年度の処理日数を引き続き短縮することができた（212 日から 168 日に 44 日短縮）。また、療養中の方の認定者数が制度開始以来3番目に多くなる中、認定から支給までの事務処理日数も基準値より短縮できている（17 日→16 日）。 なお、申請者より、機構の迅速、丁寧な対応について感謝の手紙や電話を 10 件以上頂くとともに、患者支援団体からも賛辞を頂いた。 制度周知については、引き続き俳優の草薙剛氏を起用し、新たに渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して、請求期限の案内を含めて周知を行った。 さらに、環境省が構築した、医学的判定業務に係る新 ICT システムに、機構が行う医学的判定申出業務を適合させるための事務手続の見直し、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくための厚生労働省との情報共有等を適切に行った。 以上のとおり、量的・質的な成果を達成したため、自己評価を A とした。 各事項の詳細は、以下のとおりである。 ○ 全国の新型コロナウイルス感染者数が令和3年度を超えて大幅に増加し、医療ひっ迫等の状況が続く中においても、引き続き、申請者に代わって医療機関に対して判定小委員会が必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求める	＜評定に至った理由＞ ○ 石綿健康被害救済制度によって救済されるべき方が適切に申請を行い迅速に救済されるためには、国民に幅広く本制度について周知することが重要である。 石綿健康被害者やご家族に対して、隙間のない救済を目的として救済制度を広く周知するため、令和3年度に引き続き、令和4年度においても認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用し、TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ、インターネット広告及び新たな取組として渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施するなど、広報媒体を効果的に選択して請求期限の案内を含めて周知を行った。 幅広い広報活動による周知の結果、第3期中期目標期間実績：平均 5,688 件／年を大いに上回る 6,924 件の無料電話相談等（第3期実績費 121%）があり、第3期中期目標期間実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,406 件（第3期実績比 126%）の申請等を受け付けた。 石綿健康被害者を隙間なく迅速に救済するため、業務が新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受ける中でも、引き	

		備に努める。	資料を収集し判定申出を行う。		全国の新型コロナウイルス感染者数が令和３年度を超えて大幅に増加し、医療ひっ迫等の状況が続く中においても、引き続き環境省への判定申出前に申請者に代わって医療機関から病理標本等の医学的資料を可能な限り収集するなどし、目標処理期間の短縮に取り組んだ。 その結果、療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの平均処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの 168 日（令和３年度：181 日）まで短縮することができた。 また、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務の開始に当たって、円滑に運用が進められるよう、環境省と連携の下、機構が行う医学的判定申出業務を新システムに適合させるための事務手続の見直しについて、確実に取り組んだ。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）が審議保留となった影響による滞留案件の状況は、以下のとおりである。 ・令和４年度当初は、初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消している状況にあった。 ・しかしながら、引き続き新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中において、新 ICT システムによる医学的判定業務の運用開始に際して慎重を期すため、審査分科会１回当たりの審議件数が一時的に減少し、初回の医学的判定の滞留案件が再び増加に転じた。 ・この点について、令和３年度に続いて審査分科会の開催回数増加により、年度末には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消されている。ただし、初回の医学的判定を経て、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況であるため、引き続きこれらの解消に向けて取り組んでいく。 （資料編 P59_石綿１ 申請書等の受付状況と認定等状況（令和４年度）） （資料編 P62_石綿２ 審査中の案件に係る状況（令和４年度）） （資料編 P63_石綿３ 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（令和４年度）） （資料編 P64_石綿４ 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から令和５年３月 31 日までの累計））	など、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 その結果、認定等処理については、第３期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を大幅に上回る 1,406 件（第３期実績比 126%）を行うことができた。 窓口相談及び無料電話相談については基準値：平均 5,688 件／年を大幅に上回る 6,924 件（第３期実績比 121%）に対応した。また、申請・請求については、第３期中期目標期間実績：平均 1,108 件／年を大幅に上回る 1,406 件（第３期実績比 126%）を受け付けることができた。 また、令和４年度当初は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため判定小委員会が審議保留となった影響による初回の医学的判定の滞留案件が概ね解消している状況にあった。 しかしながら、引き続き新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中において、医学的判定に係る新 ICT システムの運用開始に際して、審査分科会１回当たりの審議件数が一時的に減少し、初回の判定滞留案件が再び増加に転じた。この点については、令和３年度に続いて審査分科会の開催回数の増加により、年度末には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消されている。ただし、初回の医学的判定を経て、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況である。 このような状況下において、申請・請求から認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、判定小委員会が審議保留となった令和２年度の処理日数 212 日から 44 日短縮し、168 日とすることができた。 ○ 認定件数については、第３期中期目標期間実績：平均 904 件／年を上回る 1,056 件（第３期実績比 116%）となった。療養中の方の認定件数は、第３期中期目標期間実績：平均 755 件／年を上回る 837 件（第３期実績比 110%）であり、制度発足以来３番目に多い件数となった。認定件数が増加した状況においても、認定・給付に係る事務手続の見直し等により、療養手当（初回）の認定から支給までの事務処理日数は基準値の 17 日から 16 日に短縮できた。 ○ なお、申請等の受付業務に伴う対応や令和３年度に引き続いての審査分科会の開催回数の月３回への増加に伴う準備により繁忙を極めたが、申請者に寄り添った対応が実を結び、申請者より、手続等において機構職員に手厚くサポート	続き、申請者に代わって医療機関に対して医学的判定を行うために必要となる免疫染色結果や病理標本の提出を求めるなど、環境省への判定申出前から資料の収集に努めることにより、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。 その結果、認定等処理については、第３期中期目標期間実績：平均 1,111 件／年を大幅に上回る 1,406 件（第３期実績比 126%）を行うことができた。 また、令和４年度当初は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、判定小委員会が審議保留となった影響による初回の医学的判定の滞留案件が概ね解消している状況にあったものの、引き続き新型コロナウイルス感染症が業務遂行に影響を及ぼす中において、医学的判定に係る新 ICT システムの運用開始に際して、審査分科会１回当たりの審議件数が一時的に減少し、初回の判定滞留案件が再び増加に転じるようになった。この点については、令和３年度に続いて審査分科会の開催回数の増加により、年度末には初回の医学的判定の滞留案件は概ね解消されている。 ただし、初回の医学的判定を経て、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況である。 このような状況下において、申請・請求から認定等決定までの処理日数は、平時を想定して設定された目標処理期間の達成までは困難であったものの、判定
--	--	--------	----------------	--	--	---	---

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

	く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日）	を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、支給審査の準備を可能な限り進める。		均 17 日）	手当に係る認定から支給までの事務処理を平均 16 日で行った（基準値：平均処理日数 17 日）。 また、被認定者からの請求が円滑に行われるよう、電話や文書を通じて手続を丁寧に説明した。	と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省と定期的に情報共有を行った。 また、救済制度の対象者が新制度でも対象となり得る場合に漏れなく給付を受けられるよう、救済制度の被認定者等約 12,200 人に対し、機構で対象者リストを作成して環境省から案内文書を発送し、その後の各種問合せに丁寧に対応することができた。 さらに、機構が保管する申請・請求書類や通知文書等の写しの交付を希望された方に対して、令和 4 年度は 472 件の資料提供を行った。 この際、個人情報の適切な取扱い等の観点から提供可能な資料を精査の上、資料提供を行うことで、新給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、適切に支援することができた。 なお、資料提供の実施に当たっては、外部保管資料の内部移管及び収納方法の検討と保管場所の整備を行うことで、対応の迅速化を図った。	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> ・医学的資料の追加提出が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申請を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適切な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある。
	(b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）	② 漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者（他法給付を除く。）に、請求勧奨を行う。	② 漏れなく救済給付の支給を行うため、請求できる期限が法で定められている葬祭料や医療費の請求対象者（他法給付を除く。）に対して、電話や文書により、請求手続の再案内を実施する。	請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）	② 請求期限の案内等 時効により救済給付の請求権を失効しないよう、請求期限の 6 か月前、3 か月前、1 か月前に遺族・療養者に対して電話又は文書で連絡を行い、請求の再案内を実施した。対象者に対して、延べ 161 回連絡を行った（令和 3 年度実績：124 回）。	○ 当機構が、独立行政法人労働者健康安全機構と連名で発行している「石綿小体計測マニュアル（第 2 版）」については、石綿による肺がんの医学的資料の作成等で活用されている。今般、石綿小体計測精度管理事業の推進委員等の協力を得て、2 年以上にわたり検討を重ね、計測方法に最新の知見を取り入れるとともに計測精度向上に有益な観察標本画像を追加するなど、約 10 年ぶりとなる改訂第 3 版を発行した。	・「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報提供を行っていく必要がある。
	(b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）	③ 認定の更新を受けべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。	③ 認定更新の申請漏れを防ぐため、事前の案内や未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行う。	認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）	③ 認定更新の状況確認等 認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を逸することのないよう、認定の有効期間満了月の 7 か月前から認定更新案内を行った。更新申請者に対しては、認定の有効期間満了 2 か月前を目途に更新等の決定を行うとともに、未申請者への状況確認・再案内を延べ 72 回実施した（令和 3 年度実績：52 回）。	○ 申請者等へのサービス向上、業務効率化、関係機関との情報共有の推進、システム構成の最適化及びセキュリティ対策の強化のため、令和 4 年度に認定・給付システムの再構築を行い、検索機能の充実等による問合せ対応の即時化、自動化による手作業の削減等による各作業時間の短縮、老朽化したシステム構成の刷新等を実現することができた。	・保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、引き続き社会状況を注視しつつ、web の活用を含めた対応などの検討を進め、効果的に実施していく必要がある。
	④ アンケートの実施等を通じて被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。	④ 制度利用者へのアンケートにより、被認定者等のニーズを把握する。			④ 被認定者等のニーズの把握 被認定者等の状況、ニーズを把握するため、各種のアンケート調査を行った。 （資料編 P71_石綿 10 被認定者等アンケート概要（令和 4 年度））		
	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。	(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知を行うため、以下の取組を行う。	石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知	(C) 石綿健康被害者・遺族への救済制度の周知	○ 令和 4 年度に設置された中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に当たっては、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を確実に行之、環境省に各種資料を提供した。 <課題と対応> ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年度に	・中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となつて的悦に取り組んでいく必要がある。 <その他事項> 特になし。

		① 各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。	① 第3期中期目標期間の広報事業の成果を踏まえ、全国規模の広報を行う。		① 救済制度の効果的な周知 i) 全国規模の広報 石綿健康被害者やご家族に対して救済制度を広く周知するため、認知度の極めて高い俳優の草薙剛氏を起用した TVCM を全国で放映するとともに、新聞広告、ラジオ、インターネット広告及び新たな取組として渋谷駅前交差点の街頭ビジョンでの放送を実施した（1月～2月）。また、診断実績のある医療機関等に対し、ポスター・チラシの引き続きの掲示等を依頼した。 ＜街頭ビジョン＞  （資料編 P73_石綿 11 主な広報実績（令和4年度）） ii) ホームページでの情報提供 機構ホームページの「アスベスト（石綿）健康被害の救済」サイトにおいて、制度や請求期限の周知、申請の方法、認定の状況等に関する情報提供を適時適切に行った。 （資料編 P76_石綿 12 ホームページアクセス数（令和4年度）） ② 救済制度に関する相談への対応 全国の新型コロナウイルス感染者数が令和3年度を超えて大幅に増加した状況においても、窓口及び電話相談に引き続き丁寧に対応した。また、TVCM 期間中においては、広報の効果等で大幅に増加した一般の方からの相談・質問について、体制を強化して、無料電話相談等に対応した。さらに、対応マニュアルを適宜見直し、新規着任者の育成や担当者間での共有を図ること等により、的確に相談に対応した。 ア．窓口相談件数 49 件 イ．無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル） 6,875 件	において判定小委員会が審議保留となった影響により、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況であり、これらの解消に向けて取り組んでいく必要がある。 申請・請求から認定等までの平均処理日数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 168 日となっているため、今後も迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく。 ○ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行うとともに、新給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、適切に情報提供を行っていく。 ○ 保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、対面での現地開催も一部再開しているところであり、web の活用を含めた対応について、引き続き社会状況を注視しつつ検討を進め、効果的に実施していく。 ○ 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組む。
--	--	--	--	--	--	---

＜関連した指標＞

(c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 **5,688 件**／年）

② 救済制度に関する相談に的確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。

窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 **5,688 件**／年）

② 救済制度に関する相談への対応

全国の新型コロナウイルス感染者数が令和3年度を超えて大幅に増加した状況においても、窓口及び電話相談に引き続き丁寧に対応した。また、**TVCM** 期間中においては、広報の効果等で大幅に増加した一般の方からの相談・質問について、体制を強化して、無料電話相談等に対応した。さらに、対応マニュアルを適宜見直し、新規着任者の育成や担当者間での共有を図ること等により、的確に相談に対応した。

ア． 窓口相談件数 49 件

イ． 無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル） **6,875 件**

において判定小委員会が審議保留となった影響により、医学的資料の追加提出が求められる再判定案件が増加している状況であり、これらの解消に向けて取り組んでいく必要がある。

申請・請求から認定等までの平均処理日数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて **168 日**となっているため、今後も迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく。

○ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、引き続き厚生労働省と着実に情報共有を行うとともに、新給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、適切に情報提供を行っていく。

○ 保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会については、対面での現地開催も一部再開しているところであり、**web** の活用を含めた対応について、引き続き社会状況を注視しつつ検討を進め、効果的に実施していく。

○ 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に係る対応については、引き続き、環境省と一体となって適切に取り組む。

				計 6,924 件（基準値：平均 5,688 件／年）																				
				（資料編 P77_石綿 13 窓口相談・無料電話相談件数（令和 4 年度））																				
(c2)施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	② 関係機関とも連携して施行前死亡者の遺族に対し、特別遺族弔慰金等の請求期限（令和 4 年 3 月 27 日）について周知を行う。		施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	③ 施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限延長の周知																				
				令和 4 年 6 月の法改正による中皮腫、肺がんに係る特別遺族弔慰金等の請求期限延長の周知について、TVCM（1 月）、全国紙（7 月、2 月）等において実施した。その他、全国の医療機関や保健所等を通じて周知を行った。																				
				＜主な周知実績＞																				
				<table><tr><th>広報の手法</th><th>件数</th></tr><tr><td>TVCM</td><td>600 回</td></tr><tr><td>新聞広告</td><td>3 紙</td></tr><tr><td>ラジオ CM</td><td>1 回</td></tr><tr><td>インターネット広告</td><td>1 回</td></tr><tr><td>医療専門誌</td><td>2 誌</td></tr><tr><td>学会セミナー</td><td>5 回</td></tr><tr><td>その他</td><td>50 回</td></tr><tr><td>計</td><td>662 回</td></tr></table>	広報の手法	件数	TVCM	600 回	新聞広告	3 紙	ラジオ CM	1 回	インターネット広告	1 回	医療専門誌	2 誌	学会セミナー	5 回	その他	50 回	計	662 回		
広報の手法	件数																							
TVCM	600 回																							
新聞広告	3 紙																							
ラジオ CM	1 回																							
インターネット広告	1 回																							
医療専門誌	2 誌																							
学会セミナー	5 回																							
その他	50 回																							
計	662 回																							
				（資料編 P78_石綿 14 特別遺族弔慰金等の周知実績（令和 4 年度））																				
	③ 都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者に対する効果的な救済制度の周知を図る。	③ 石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等に救済制度を周知する。		④ 医療関係者等への救済制度の周知																				
				i）医療関係団体等との連携による制度周知																				
				新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえつつ、石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等への救済制度の周知を行うため、医療関係団体等 4 団体（日本肺癌学会、日本癌学会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本訪問看護財団）の協力を得て、引き続きバナー広告の掲載等を行った。																				
				ii）「石綿による肺がん」の周知																				
				学会セミナーにおいて「石綿による肺がん」をテーマに取り上げて説明を行った。また、診断実績のある医療機関等に「石綿による肺がん」に関するチラシを配布した（9 月）。																				
				iii）医療専門誌による制度周知																				
				医療専門誌（画像診断、ナーシング）2 誌を活用して制度周知を行った（3 月）。																				
		④ 中皮腫とその診断・		⑤ 中皮腫の療養に関わる総合的な情報提供																				

		治療、補償・救済や介護に関する制度及び緩和ケア・在宅医療等中皮腫の療養に関わる総合的な情報を、引き続きホームページを通じて提供する。 ⑤ 被認定者等については、環境省・厚生労働省とも連携し「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等を行う。		機構ホームページにおいて中皮腫に係る総合的な情報について、適時に更新して提供した。 ⑥ 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」に関する情報提供等 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」と制度間で確実に連携していくため、救済制度の被認定者等の情報について、厚生労働省に 55 回の情報提供を行った。なお、新給付金制度で認定を受けている場合、医学的判定を申し出ることなく権利の認定を行うことができる場合があることから、厚生労働省からも定期的に情報提供を受けている。 また、救済制度の被認定者等約 12,200 人に当該給付金制度を案内するため、機構で対象者リストを作成して環境省から案内文書を発送し（10 月）、その後の各種問合せに丁寧に対応した。 さらに、新給付金制度への請求を検討されている方が円滑に手続を進められるよう、機構が保管する申請・請求書類や通知文書等の写しの交付を希望された方に、個人情報の適切な取扱い等の観点から提供可能な資料を精査の上、472 件の資料提供を行った。 引き続き、環境省・厚生労働省と連携して、情報共有や各種の調整を行い、新制度に関する業務に適切に対応していく。		
(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表 <関連した指標> (d1)保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明 実施回数（前中期目標期	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。 ① 環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所（受付機関）担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、以下の取組を行う。 ① 認定申請・請求の受付や相談に対応する保健所等の窓口担当者を対象とした説明会について、参集又はオンライ	保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表 保健所(受付機関)担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数（前中期目標期間実績：平均 13 回／年）	(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等の収集・整理・公表 ① 保健所等窓口担当者説明会の開催、地方公共団体の研修会等における制度説明等 (A) ②参照		

	間実績：平均 13 回／年)	説明会を実施する。	ン形式により実施、制度に関する情報提供を行う。また、地方公共団体が地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会等で救済制度の説明を行う。				
	(d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回／年）	② 救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。	② 申請・請求の受付及び認定の状況について、月次及び年次の集計を行い公表する。		② 申請・請求の受付及び認定の状況（月次・年次）の集計・公表 毎月の最新情報をホームページ上で公表した。		
			③ 認定、支給の状況等について、制度運用に関する統計資料としてとりまとめ、公表する。	制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各 1 回／年）	③ 制度運用に関する統計資料の取りまとめ・公表 申請・認定・支給の状況等の制度運用に関する統計資料を作成しホームページ上で公表した（9 月）。		
	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供 ＜関連した指標＞ (e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度 実績：1,778 病院）	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、毎年度、以下の取組を行う。	(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、以下の取組を行う。	指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供	(E) 医療従事者等への効果的な情報提供		
		① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資	① 救済制度において診断実績のある医療機関等へ、最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料に関連する資料等を配布する。	救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院）	① 診断実績のある医療機関等への資料等の配布 令和 3 年度までに救済制度において診断実績のあった医療機関 2,036 病院及び診断実績がなかった地域がん診療連携拠点病院等に対して、医師、医療機関向け手引を送付した（9 月）。		

	(e2)医療従事者向け セミナーの実施回数 （前中期目標期間実 績：平均 14 回／年）	料等を配布する。 ② 医師の他、看護師、 医療系ソーシャルワ ーカーを対象に、学会 セミナー等を通じて、 指定疾病の診断・治療 等についての最新の 知見を提供する。 ③ 指定疾病の診断に関 わる検査・計測技術の標 準化、精度の確保・向上 等を図るための事業を 実施する。	医療従事者向けセミナーの 実施回数（前中期目標期間 実績：平均 14 回／年）	② 学会等におけるセミナーの開催 指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するため 実施している学会セミナーについて、新型コロナウイルス感 染拡大の影響を踏まえて学会の絞り込みを行い、5 回開催し た。 （資料編 P79_石綿 15 学会セミナー等実績（令和 4 年度）） ③ 検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等のための事 業 認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、以 下の事業を実施・準備し、医学的判定で得られた知見を医療 従事者に還元するための各種取組を行った。 i）一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関の計測精 度の確保等を図るため、石綿小体計測精度管理事業を実施し た（3 月）。 また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和 2 年 度以降開催を見合わせていた、医療機関を対象に中皮腫の診 断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目 的とした、中皮腫細胞診実習研修会を再開した（3 月）。 ii）当機構が、独立行政法人労働者健康安全機構と連名で発 行している「石綿小体計測マニュアル（第 2 版）」について、 石綿小体計測精度管理事業の推進委員等の協力を得て、計測 方法に最新の知見を取り入れるとともに計測精度向上に有益 な観察標本画像を追加するなど、約 10 年ぶりとなる改訂第 3 版を発行した（3 月）。 iii）救済制度の適正な申請につながるよう、医師に対する救 済制度及び石綿による肺がんの認定基準の周知を目的とした 新たな取組として、令和 5 年度より「石綿健康被害救済制度 の肺がん認定基準に関する web 教育システムの周知及び運用 業務」を実施するため、環境省及び国立がん研究センター等 との各種調整を行った。 ＜これまでの環境省受託事業＞ <table><tr><td></td><td>受託業務名</td><td>開始時期</td></tr><tr><td>1</td><td>救済制度における被認定者に関する ばく露調査業務</td><td>平成 22～24 年 度</td></tr></table>		受託業務名	開始時期	1	救済制度における被認定者に関する ばく露調査業務	平成 22～24 年 度		
	受託業務名	開始時期										
1	救済制度における被認定者に関する ばく露調査業務	平成 22～24 年 度										

				<table><tr><td>2</td><td>石綿肺の診断等に関する支援業務</td><td>平成 22 年度～ 【継続】</td></tr><tr><td>3</td><td>中皮腫登録業務</td><td>平成 25 年度～ 【継続】</td></tr><tr><td>4</td><td>肺がんの申請者における石綿ばく露 作業従事歴に係る調査業務</td><td>平成 26 年度</td></tr><tr><td>5</td><td>石綿健康被害救済制度の被認定者実 態調査業務</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>6</td><td>「石綿健康被害救済制度の被認定者 実態調査」の結果解析業務</td><td>平成 30 年度</td></tr><tr><td>7</td><td>石綿健康被害救済制度の肺がん認定 基準に関する Web 教育システムの周 知及び運用業務</td><td>令和 5 年度～ 【新規】</td></tr></table>	2	石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度～ 【継続】	3	中皮腫登録業務	平成 25 年度～ 【継続】	4	肺がんの申請者における石綿ばく露 作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度	5	石綿健康被害救済制度の被認定者実 態調査業務	平成 29 年度	6	「石綿健康被害救済制度の被認定者 実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度	7	石綿健康被害救済制度の肺がん認定 基準に関する Web 教育システムの周 知及び運用業務	令和 5 年度～ 【新規】		
2	石綿肺の診断等に関する支援業務	平成 22 年度～ 【継続】																						
3	中皮腫登録業務	平成 25 年度～ 【継続】																						
4	肺がんの申請者における石綿ばく露 作業従事歴に係る調査業務	平成 26 年度																						
5	石綿健康被害救済制度の被認定者実 態調査業務	平成 29 年度																						
6	「石綿健康被害救済制度の被認定者 実態調査」の結果解析業務	平成 30 年度																						
7	石綿健康被害救済制度の肺がん認定 基準に関する Web 教育システムの周 知及び運用業務	令和 5 年度～ 【新規】																						
(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営	(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。	(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。	個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営	(F) 個人情報管理等の対策																				
＜関連した指標＞ (f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%）	① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を対象に個人情報保護等に係る職員研修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。 ② 石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。	① 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、個人情報保護等に係る職員研修を実施し、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を受講させる。 ② 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムを確実に運用する。また、業務機能の追加、情報セキュリティ統一基準の高度化への準拠、業務効率性の向上等を図るため、同システ	個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（※派遣職員等を含む）（前中期目標期間実績：100%） ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ —	① 申請書類等の厳重管理、職員研修の実施等 i) 情報セキュリティ及び個人情報の保護 部全体で共有しているヒヤリハット事例集を活用した自己点検を実施（12 月）するとともに、部内全職員に対し研修を実施した（2 月）。また、職員が新たに着任する都度個別に研修を実施し、個人情報管理を徹底した。 ② 情報通信技術の利活用 i) 情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システムの障害予防に取り組み、確実に運用した。 ii) 申請者等へのサービス向上、業務効率化、関係機関との情報共有の推進、システム構成の最適化及びセキュリティ対策の強化のため、認定・給付システムの再構築を行い、計画																				

			ムの再構築を行い、稼働させる。さらに、同システムを活用して認定・支給事務の進捗状況等を随時把握し、業務を適切に管理する。 ③ 引き続き石綿による健康被害の救済に関する業務の見直しを進めるとともに、より効率的かつ合理的な業務運営を行う。 ④ 今後の環境省における制度全体の施行状況の評価・検討について、情報収集を行うとともに、必要な情報を適宜提供するなど、積極的に参画する。		どおり稼働開始し、問合せ対応の迅速化、各作業時間の短縮、自動化による手作業の削減、老朽化したシステム構成の刷新等を実現した（12月）。 iii）認定・給付システムを活用し、認定・支給事務の進捗状況等を把握するなど適切に業務管理を行った。 iv）電子申請を含めた将来のデジタル化のための取組として、環境省が構築した、バーチャルスライドを活用した新 ICT システムによる医学的判定業務の運用開始に当たって、環境省との連携の下、機構が行う医学的判定申出業務を新システムに適合させるための事務手続の見直しに確実に取り組んだ。これにより、災害発生時等における認定等業務の安定的な運営及び申請者や医療関係者の将来的な負担軽減を図った。 ③ 業務効率化を図るための検討 他制度との業務連携に伴う事務の効率化を進めるとともに、職員の業務専門性を高めるため、以下の取組を行った。 i）被認定者等の情報に係る関連資料の保管場所の整備 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金制度」への請求にあたり救済制度の被認定者等が希望した場合等に、機構が保管する申請書類等の写しを速やかかつ効率的に提供できるように、外部保管資料の内部移管及び収納方法の検討と保管場所の整備を行い、対応の迅速化を図った。 ii）救済制度に関する研修の実施 部内新規着任者を対象に、救済制度の基礎知識に関する研修を実施し、人材育成を図った（7月、3月）。 iii）TVCMによる周知広報に向けた事前研修 新規着任者を対象に、救済制度の大規模広報に向けて事前研修を行い、問合せ者からの相談に体制を強化して部全体で的確に対応した（1月）。 ④ 救済制度の施行状況についての情報提供等 中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会における救済制度の進捗状況の評価に係る審議・検討に当たっては、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を確実に行之、環境省に各種資料を提供した。また、石綿健康被害救済基金の今後の推計に係る資料については、環境省と共同で作成し、当該小委員会に連名で提出した。 今後も引き続き、環境省と一体となって当該小委員会に係る	
--	--	--	---	--	--	--

		③ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。	⑤ 事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るという制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。		対応に適切に取り組む。 ⑤ 石綿健康被害救済基金の適切な運用・管理状況の公表 石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行うとともに基金の状況をホームページにおいて公表した（6月）。		
--	--	--	--	--	--	--	--

注5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－2	納付義務者からの徴収業務		
業務に関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 47 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	特別拠出金の徴収率	第 3 期中期目標期間実績：100%	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%	100%	100%	100%		予算額（千円）	5,664,044	5,652,232	5,716,647	5,711,997	
									決算額（千円）	4,796,871	4,263,182	5,608,447	5,467,533	
									経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612	5,640,945	5,461,123	
									経常利益（千円）	－	－	－	－	
									行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612	5,640,945	5,461,123	
									従事人員数	43	43	43	43	

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画 （令和 4 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（2）納付義務者からの徴収業務 ＜評価指標＞ （A）納付義務者からの徴収率 100 %（前中期目標期間実績：平均 100%） ＜定量的な目標水準の考え方＞ （a）納付義務者からの費用の徴収につい	（2）納付義務者からの徴収業務 （A）納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績（平均 100%）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付	（2）納付義務者からの徴収業務 （A）納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績（平均 100%）を達成するため、以下の取組を行う。 ① 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべ	＜主な定量的指標＞ 納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%） ＜その他の視点＞ － ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ （A）特別事業主からの特別拠出金の徴収 特別事業主 4 社に対し、令和 4 年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を徴収した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納分）を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施しており自己評価を B とした。 ＜課題と対応＞ ○ 特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 特別拠出金については、救済給付の支給に係る費用として全ての特別事業主より確実に徴収を行っており、中期計画の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特別拠出金の徴収について	

	て、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。	すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。	き特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。	・徴収すべき額を確実に徴収しているか。			は、引き続き着実な徴収を行う必要がある。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	-----------------------------------	---	---------------------------------------	---------------------	--	--	--

注 5）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4．その他参考情報